

## 朝鮮半島非核化 アジア平和構築 対話の現局面と日本が果たす役割

### はじめに

#### ○私たちは今どこに立っているのか

トランプ大統領「アメリカは世界最強の軍隊を持っていて、使いたくないが必要な時は使うことになる」(12月4日ロンドン)

朝鮮中央通信 朴総参謀長「アメリカが軍事行動を強行する場合、我々も迅速な相応の行動に出る」  
米朝会談「悪魔に最敬礼した」(ニューヨークタイムス)と論じ、トランプ大統領の北朝鮮対応、短距離ミサイル発射容認姿勢を批判。民主党リベラル、共和党強硬派の巻き返し

次期大統領選挙、ウクライナ疑惑での弾劾の窮地に立つトランプ氏は、朝鮮に対する強硬姿勢を示して乗り切りたい。同時にトランプ支持の軍需産業は朝鮮半島緊張を長引かせたい。

12月末とする朝鮮の交渉期限、金正恩氏の新年の辞に影響を与えることが危惧される。

→特定の政治指導者に依存する形では今後も朝鮮半島非核化・平和構築は進まないことを明らかにした。朝米に圧力をかけ交渉を前に進める東アジアの多国間協力システム・構造の構築が必要。

#### ○歴史を振り返る

朝鮮核開発の歴史 1953年朝鮮戦争休戦 1961年5月韓国朴正熙軍事クーデター反共政権成立

1961年9月 「朝ソ友好協力相互援助条約」(ソ連の核の傘の下に)

1991年 ソ連崩壊

朝鮮に残された3つのオプション(和田春樹『東アジア非核化構想』2018年)

1. ソ連の核の傘を失ったため自前の核開発を追求する
2. 日本との国交樹立することで孤立を逃れる 1990年金丸・田辺訪朝 朝鮮労働党と3党共同声明
3. 韓国との国家的な共存を認める

結果 1, 2についてアメリカが認めない。3 盧泰愚大統領の韓国「核不在宣言」もあり「朝鮮半島非核化共同宣言」に合意・発効。しかし93年3月朝鮮は核査察問題の手順をめぐる意見が対立、NPT脱退結局やることのできたのは核兵器の開発のみ。それが朝米対立⇒2017年戦争危機へと

2017年11月朝鮮の「火星15号」発射に対し、12月初めに米は軍事作戦の検討に入っていた

戦争回避の努力 グテレス国連事務局長 11月13日国連総会決議で「オリンピック休戦」を呼びかけ事務次長を訪朝させ2018年2月平昌冬季、20年東京、22年北京冬季

これを受け、金正恩氏2018年の「新年の辞」を発表 南北首脳会談・朝米首脳会談と一気に対話局面に

#### ○交渉の論点

トランプ政権「ビック・ディール」: 寧辺はもちろん朝鮮はすべての核を放棄する。同時に生物兵器、化学兵器などの大量殺りく兵器(WMD)の存在を前提にすべての放棄・アメリカへの移送を求める。見返りは「明るい未来を約束する」のみ。長期展望・戦略ない。損得勘定の商売人的直観外交。中東地域ほかで外交成果が出せない中で、せめて朝鮮との対話で結果を出したい(『ハノイ会談後の朝鮮半島情勢』)

2019.10 朝鮮大学校刊)

ただ、朝鮮が求める体制保障を行う意思はなく、体制転換を狙っていると見ることもできる

朝鮮：シンガポール合意に基づくハノイ提案 寧辺+αの放棄に言及。「段階的・同時行動原則」

国連決議 12 本中最後の 5 本の解除を要求

朝鮮は民生部門のみの「一部解除」と認識か。しかし米は全面解除に等しいと理解⇒ズレ

「朝鮮半島非核化」を朝鮮は、北の非核化とともに 91 年「核不在宣言」以後明確に検証されていない韓国の非核化の検証、および朝鮮半島周辺に展開されているアメリカ核戦略資産の撤収を含むと考えている。その先には駐韓米軍撤退、日本海非核化も視野に。

朝鮮の基本スタンスは「朝鮮の核武装はアメリカの核脅威に対するリアクション」というもの

⇒核保有国のなかで「非核化」、「核放棄」について言及し約束してきたのは朝鮮のみ。6 か国協議の際も国連・IAEA・アメリカの査察、施設封印を受け入れてきた

2018 年新年の辞 金正恩氏「核開発の大業は完成。並進路線は終了し経済成長に注力する」

## ○韓国/朝鮮

韓国：韓国国会（300 議席）内の勢力バランス 与党「共に民主党」128 議席 最大保守野党「自由韓国党」113 議席 2020 年総選挙。国内的には「北と交渉しても一方的に与えるだけ」との批判。文在寅政権は「袋叩き状態」。アメリカは 2018 年 10 月以降、韓国に対北政策で米と歩調を合わせるよう要請。例) GSOMIA 更新、金剛山観光（李明博が中止）、開城工業団地（朴槿恵閉鎖）再開は韓国独自で可能なはず。（『九州・沖縄から東アジアの平和を』李俊揆、2019 年原水禁大会科学者会議報告集）

しかしアメリカが制裁に含み姿勢を示し、韓国独自の判断で再開できず。

文政権：南北朝鮮、米・中・ロの交渉の行き詰まり。ASEAN（ARF）に関わってもらうことで打開をしたい。11 月末釜山で開催された「韓国・ASEAN サミット」に金正恩氏を招待

朝鮮の韓国批判の強まり：韓国は民族的当事者なのであって「仲介者」ではない。韓国・ASEAN サミットへの招待を感謝しつつ参加を拒否。「現局面で外国勢力への依存を行うべきではない」

朝鮮：朝韓対話に反対する「自由韓国党」を批判。同時に文政権への批判の強まり。極めて厳しい状況  
ハノイ会談で寧辺+α 破棄との見返りに制裁一部解除を求めることを韓国も了解していたのに、決裂しても文政権は米に何も言わないことへの批判。

朝鮮はミサイル発射などの軍事行動でアグレッシブにならなければ交渉は進まない。

2017 年戦争危機に戻る可能性はある。しかし朝鮮はそれを望んでいない。⇒中ロに介入を依頼

李柄輝『ハノイ会談後の朝鮮半島情勢』65 頁。しかし中米関係がよくなくプラス要因として働かない

## まとめ

①ASEAN（ARF）が交渉に陰に陽にかかわることが交渉打開のカギ。日本 AALA の役割もある

②安倍政権は交渉の足を引っ張っている。日本の市民の最大の課題は安倍政権の一刻も早い転換

③政府間の歴史認識、意見対立はあるとしても両国市民間に対立感情が存在するわけではない

「朝日学生交流」、フリーハグ・アクションなど若い世代の取り組みに AALA も積極的関与支援を

## <資料国連制裁決議 2321～2379>

### 決議 2321[編集]

[2016年9月9日](#)の北朝鮮による5回目の核実験に対して採択された[決議 2321](#)では、以下のような制裁が課された。

- 禁輸対象品目の追加指定。大量破壊兵器に利用可能な物品<sup>[40]</sup>や奢侈品としてじゅうたん、タペストリー、磁器製、ポーン・チャイナ製の食器が指定された<sup>[41]</sup>。
- 資産凍結対象として11人・10団体を追加指定。11人は入国禁止対象にも指定された<sup>[42]</sup>。
- 従来は「個別の案件に応じて委員会に事前に通知された」<sup>[43]</sup>場合に認められていた北朝鮮への航空機のリース、チャーター、乗務員サービスの提供について、「委員会が事前に個別の案件に応じて承認する場合」のみに限定された<sup>[44]</sup>。
- 従来は「個別の案件に応じて委員会により事前に通知された」<sup>[45]</sup>場合に認められていた加盟国の個人・団体による北朝鮮での船舶の登録、北朝鮮籍の使用、チャーター等が、「委員会が事前に個別の案件に応じて承認する場合」のみに限定された<sup>[46]</sup>。
- 従来、禁止が明記されていた北朝鮮人に対する専門教育又は訓練に「先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学」が新たに明記され、さらにそれらに限らないことが明確にされた<sup>[47]</sup>。
- 医療交流を除き、原則北朝鮮後援または北朝鮮に関係する人物・団体が関連する科学技術協力の禁止<sup>[48]</sup>。
- 制裁委員会に対して、制裁逃れを行った疑いのある船舶の船籍剥奪等を旗国に求める権限が付与される<sup>[49]</sup>。
- 北朝鮮外交官や領事館等の銀行口座を各国で1人1口座、1機関1口座に限定<sup>[50]</sup>。
- 北朝鮮が所有・賃借している不動産の用途を外交・領事活動に限定し、それ以外の目的での所有・賃借を禁止<sup>[51]</sup>。
- 北朝鮮が所有・管理する船舶に対する保険・再保険の原則禁止<sup>[52]</sup>。
- 加盟国の団体・個人が北朝鮮から船舶・航空機の乗員サービスの調達をすることを禁止<sup>[53]</sup>。
- 北朝鮮の所有、管理・運航する船舶の船籍剥奪および再登録の禁止<sup>[54]</sup>。
- 北朝鮮からの北朝鮮原産の石炭の輸出については年間400,870,018米ドルか750万トンのいずれか低い方に上限を設定<sup>[55]</sup>。
- 北朝鮮からの銅、ニッケル、銀及び亜鉛の輸出禁止<sup>[56]</sup>。
- 北朝鮮による像の販売禁止<sup>[57]</sup>。
- 北朝鮮への新品のヘリコプター、船舶の売り渡し禁止<sup>[58]</sup>。
- 北朝鮮との貿易のための公的な及び民間の金融支援の禁止<sup>[59]</sup>。

### 決議 2356[編集]

2017年の北朝鮮による[度重なる弾道ミサイル発射](#)に対して採択された[決議 2356](#)では、新たに14人4団体を資産凍結対象に指定した。また14人は入国禁止措置も課された<sup>[60]</sup>。

### 決議 2371[編集]

2017年 [7月4日](#)、[7月28日](#)の北朝鮮による大陸間弾道ミサイル発射に対して採択された[決議 2371](#)で

は、以下のような制裁が課された。

- 制裁委員会に対して決議違反が疑われる船舶の入港禁止を各国に指示する権限を付与<sup>[61]</sup>。
- 資産凍結対象として 9 人・4 団体を追加指定。9 人は入国禁止対象にも指定された<sup>[62]</sup>。ただし、[朝鮮貿易銀行](#)(FTB)、[朝鮮民族保険総会社](#)(KNIC)との取引は外交・領事使節団の活動や国連、国連と調整の上行われる人道活動を目的に限り認められる<sup>[63]</sup>。
- 北朝鮮との新たな合弁企業や共同事業体の原則設立禁止<sup>[64]</sup>。
- 北朝鮮からの北朝鮮原産の石炭輸出禁止<sup>[65]</sup>。
- 北朝鮮からの海産物の輸出禁止<sup>[66]</sup>。
- 北朝鮮からの鉛および鉛鉱石の輸出禁止<sup>[67]</sup>。
- 各国に派遣された北朝鮮労働者の総数を決議採択の日を上限に制限<sup>[68]</sup>。

#### 決議 2375 [\[編集\]](#)

#### 決議 2375 [\[編集\]](#)

[2017 年 9 月 11 日](#)の核実験に対して採択された[決議 2375](#)では、以下のような制裁が課された。

- 資産凍結対象として 1 人・3 団体を追加指定。1 人は入国禁止対象にも指定された<sup>[69]</sup>。
- 制裁委員会に対して制裁逃れが疑われる船舶の公海上での検査を旗国や船舶が拒否した場合に、当該船舶の船籍剥奪を旗国に命じる権限を付与<sup>[70]</sup>。
- 北朝鮮船籍の船舶に対して、禁制品を船舶間で受け渡すこと（[瀬取り](#)）を禁止<sup>[71]</sup>。
- 北朝鮮に対する、[コンデンセート](#)および[液化天然ガス](#)の供給禁止<sup>[72]</sup>。
- 北朝鮮に対する[石油](#)精製品の供給を、年間上限 200 万バレルに制限<sup>[73]</sup>。
- 北朝鮮に対する[原油](#)の供給を、決議採択の日から 1 年以内に供給した量までに制限<sup>[74]</sup>。
- 北朝鮮からの繊維製品輸入禁止<sup>[75]</sup>。
- 北朝鮮人労働者の受入禁止。ただし決議採択以前に結ばれた契約は除く<sup>[76]</sup>。
- 制裁委員会が承認した場合を除き、北朝鮮との合弁事業禁止。承認されなかった既存の事業についても解散<sup>[77]</sup>。

#### 決議 2397 [\[編集\]](#)

2017 年 [11 月 29 日](#)の北朝鮮による大陸間弾道ミサイル発射に対して採択された[決議 2397](#)、以下のような制裁が課された。

- 資産凍結対象として 16 人・1 団体を追加指定。16 人は入国禁止対象にも指定された<sup>[78]</sup>。
- 北朝鮮に対する原油の供給上限が数値で定められ、年間 400 万バレルまたは 52.5 万トンとなった<sup>[79]</sup>。
- 北朝鮮に対する石油精製品の供給上限が年間 50 万バレルまたは 52.5 万トンに引き下げられた<sup>[80]</sup>。
- 北朝鮮に対する石油精製品の供給上限が年間 50 万バレルまたは 52.5 万トンに引き下げられた<sup>[81]</sup>。
- 北朝鮮に対する統一システム番号<sup>[注釈 3]</sup>72 類～89 類<sup>[注釈 4]</sup>に該当する全ての品目の供給禁止。ただし、民間航空会社の補修部品は除外<sup>[82]</sup>。
- 北朝鮮からの統一システム番号、第 7 類「食用の野菜、根及び塊茎」、第 8 類「食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮」、第 12 類「採油用の種及び果実、各種の種及び果実、

工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物」、第 25 類「塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント」、第 44 類「木材及びその製品並びに木炭」、第 84 類「原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品」、第 85 類「電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品」、第 89 類「船舶及び浮き構造物」に該当する品目の輸出禁止<sup>[83]</sup>。

- 北朝鮮が漁業権を他国に販売等することを禁止<sup>[84]</sup>。
- 加盟国の管轄内で利益を得ている北朝鮮人と海外の北朝鮮人労働者を監視する北朝鮮政府の安全監督員の 24 ヶ月以内の国外追放<sup>[85]</sup>。
- 制裁逃れが疑われる船舶に対する保険、再保険サービスの提供禁止<sup>[86]</sup>。
- 制裁逃れが疑われる船舶の船籍剥奪および再登録禁止<sup>[87]</sup>。

また、加盟国に対して凍結対象となっている船舶を発見した場合の通報を義務付け<sup>[88]</sup>、自動船舶識別装置を切るまたは装置の作動要求を無視する船舶の監視強化<sup>[89]</sup>、北朝鮮に対する中古船の売り渡しを防止する<sup>[90]</sup>よう要請した。さらに、北朝鮮がこれ以上核実験やミサイル発射の挑発行動を行った場合は原油供給の更なる規制などの措置を取ると警告した<sup>[91]</sup>。具体的な措置を明記して警告したのは初めて<sup>[92]</sup>。